

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料6-2-7
提出年月日	令和5年7月20日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.10.0)	1.2-8	当社記載ルールに基づく記載の適正化（下線部参照）  (旧) 重大事故等対処設備のほかに・・・ (新) 重大事故等対処設備の他に・・・	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.10.0)	1.2-38, 41	記載の適正化（下線部参照）  (旧) 淡水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の塩分濃度及び不純物濃度が上昇するため・・・ (新) 淡水を蒸気発生器へ注水する場合、蒸気発生器器内水の不純物濃度が上昇するため・・・  塩分濃度の上昇は海水を注水した場合であることから、淡水（代替給水ピット及び原水槽）を注水する手段の記載を適正化した。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.10.0)	1.2-40, 44	誤記訂正（下線部参照）  【作業の成立性】 (旧) 円滑に作業ができるように・・・ (新) 円滑に作業できるように・・・	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.10.0)	1.2-45, 140	誤記訂正（下線部参照）  【「タービンバイパス弁による蒸気放出」の「手順着手の判断基準」】 (旧)・・・復水器の真空度が維持されている場合。 (新)・・・復水器の真空度が維持されている場合。  技能1.3、技能1.4及び技能1.5の同手順と記載表現を統一した。	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.10.0)	1.2-80, 82～86, 89, 92, 95, 98, 100, 101	記載の適正化  概要図の凡例の表記を見直し（縦一列の表記から横スペースも活用した表記へ見直すことにより、概要図全体の見やすさの改善を図った）	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.10.0)	1.2-85, 98, 100	誤記訂正  【第1.2.7図、第1.2.16図、第1.2.18図】 概要図の「タービン動補助給水ポンプ」の表記を適正化（タービン出入口の蒸気ラインの線が上下逆であったため修正した）	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.10.0)	1.2-98	記載の適正化（下線部参照）  【第1.2.16図】 (旧) 制御ピストン (新) 起動速度制御ピストン	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.10.0)	1.2-105～113, 136, 137	記載の適正化  添付資料番号のうち枝番号の附番方法について、女川2号炉及び大飯3/4号炉の審査実績を踏まえて各審査項目と統一を図った。	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.10.0)	1.2-108	誤記訂正 (下線部参照)  【添付資料1.2.1】 (旧) 「非常用取水設備」は「既設」 (新) 「非常用取水設備」は「既設、新設」  「非常用取水設備」の「既設」と「新設」の内訳 既設：取水口、取水路、取水ピットスクリーン室、取水ピットポンプ室 新設：貯留堰	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.10.0)	1.2-119	脱字訂正 (下線部参照)  【添付資料1.2.6-(1)】 (旧) ……系統構成を行う (新) ……系統構成を行う。	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.10.0)	1.2-122, 125, 128	記載表現の適正化 (下線部参照)  【添付資料1.2.7-(1) 4.作業の成立性】 (旧) 屋外に敷設する可搬型ホースは、ホース延長・回収車(送水車用)を使用することから、容易に実施可能である。また、可搬型ホースの接続は汎用の結合金具であり、容易に接続可能である。 海水取水箇所 <sup>1</sup> に吊り下げて設置する水中ポンプは軽量なものであり人力で降下設置できる。 (新) 屋外の可搬型ホースの敷設は、ホース延長・回収車(送水車用)を使用することから、容易に実施可能である。また、可搬型ホースの接続は汎用の結合金具であり、容易に実施可能である。 海水取水箇所 <sup>2</sup> に吊り下げて設置する水中ポンプは、軽量なものであり人力で降下設置できる。  添付資料1.2.8-(1)及び1.2.9-(1)についても、上記と同様の修正を実施。	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.10.0)	1.2-131	誤記訂正 (下線部参照)  【添付資料1.2.10】 (旧) ……電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプあるいはSG直接給水用高圧ポンプにより… (新) ……電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ又はSG直接給水用高圧ポンプにより…	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.10.0)	1.2-136, 137	記載の適正化  【添付資料1.2.12】 ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）の手順は、添付資料1.2.13の一覧表にて整理する手順であることから、添付資料1.2.13へ移動（各審査項目において操作概要を整理している手順は添付資料1.2.13の整理対象となる）。 ・技能1.4「主蒸気逃がし弁による蒸気放出」の「所要時間」を「5分」から「1分」へ修正（誤記訂正） ・手順名を最新化	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.10.0)	1.2-138, 139	記載の適正化  【添付資料1.2.13】 ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）の手順を追加 ・手順名の脱字訂正	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r.10.0)	1.2-140	脱字訂正（下線部参照）  【添付資料1.2.14 1.判断基準の解釈一覧】 （旧）脱気器タンク水位（狭域）がNWL-1800mm以上 （新）脱気器タンク水位（狭域）がNWL-1,800mm以上	